**豊岡市指定給水装置工事事業者 指定（更新）申請のご案内**

　豊岡市内で給水装置工事を行うには豊岡市の「指定給水装置工事事業者」の指定を受ける必要がありますので、指定の申請手続きを行ってください。

　また、この指定の有効期間は５年間です。事業を継続される場合は、有効期間満了前に更新手続きを行ってください。**※期間満了前に市から案内を送付します。**

 **申請書類の提出 → 指定（更新）決定 → 指定給水装置工事事業者証の交付**

**１　申請書類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 個　人 | 法　人 | 備　　　考 |
| 新規 | 更新 | 新規 | 更新 |
| 申請書類 | ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（省令様式第１） | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 裏面も記入してください。 |
| ② 機械器具調書（省令様式第１別表） | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 機械器具分類の確認できる写真を添付してください。 |
| 添付書類 | ③ 誓約書（省令様式第２） | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |  |
| ④ 定款 |  |  | 〇 | 〇 | 原本証明を記載してください。

|  |
| --- |
| （例）本書は原本と相違ないことを証明します。　　　○○年○○月○○日　　　株式会社　○○　○○　　　代表取締役　○○　○○　印 |

 |
| ⑤ 登記事項証明書 |  |  | 〇 | 〇 | 発行日から３か月以内のものを添付してください。（原本） |
| ⑥ 住民票の写し | 〇 | 〇 |  |  | 発行日から３か月以内のものを添付してください。（原本） |
| その他の書類 | ⑦ 事業所の位置図・平面図・写真 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |  |
| ⑧ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（省令様式第３） | 〇 |  | 〇 |  |  |
| ⑨ 給水装置工事主任技術者の免状の写し | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 選任する（している）主任技術者全員分提出してください。 |
| ⑩ 指定給水装置工事事業者指定（更新）時確認事項届 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |  |
| ⑪ 更新前の指定給水装置工事事業者証（規程別記様式） |  | 〇 |  | 〇 | 更新後に新しい事業者証を交付します。 |

※省令…水道法施行規則、規程…豊岡市指定給水装置工事事業者規程

**２　手 数 料**　　　新規・更新とも **10,000 円**

**３　提 出 先**　　　**豊岡市上下水道部水道課**

　　　　　　　　　〒668-0061 豊岡市上佐野1788番地の３　TEL 0796-22-5377

**【提出書類の記入方法】　※別紙記入例参照**

**①　指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第１）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入欄 | 個人 | 法人 |
| 表面 | 申請者 | 住民票のとおり記入してください（字体も）。 | 登記事項証明書のとおり記入してください。 |
| 役員 | 本人の氏名のみ記入してください。 | 代表取締役から監査役までの役員全部（登記事項証明書に記載されている者全て）を記入してください（別紙可）。 |
| 事業の範囲 | 「管工事業」又は「給排水設備工事業」と記入してください。 | 登記事項証明書の「目的」欄を参考に記入してください。ただし、給水装置に関する事業を行うことが確認できる記述にしてください。 |
| 裏面 | 事業所の名称・所在地 | 表面の「申請者」と同じ場合でも記入してください。また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合はその事業所も記入してください（市内である必要はありません）。 |
| 給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号 | 選任する（している）給水装置工事主任技術者全員の氏名と免状の交付番号を記入してください。（別紙可） |

**②　機械器具調書（様式第１別表）**

　　指定を受けるには、以下の機械器具を有することが必須です。（水道法第25条の３第１項第２号、水道法施行規則第20条）

|  |
| --- |
| ⑴　金切りのこその他の管の切断用の機械器具⑵　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具⑶　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具⑷　水圧テストポンプ |

　これら４種類それぞれの機械器具について、最低１項目を表に記入してください。

**③　誓約書（様式第２）**

　　誓約書は、申請が次のいずれにも該当しないことを誓約するものです。いずれか１項目でも該当する場合は指定を受けることができません。（水道法第25条の３第１項第３号）

|  |
| --- |
| イ　精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ハ　水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者ニ　水道法第25条の11第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ヘ　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの |